

安平町有機農業実施計画

(確定版)

令和5年3月

安平町農業再生協議会

1. 市区町村

北海道安平町

2. 計画対象期間

令和5年度 ～ 令和9年度

3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

【安平町の概要】

北海道の道央圏に位置する当町は、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接し、東西約17km、南北約25km、総面積237.16km²を有しています。道都札幌市から約50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港から約20km、海の玄関口である苫小牧港から約25kmと立地に恵まれ、気候も温暖で積雪も比較的少ないことが特徴です。

北東部には夕張山地の支脈に連なる小高い波状形丘陵地帯、北西部には馬追丘陵の余脈が千歳市界沿いに走り、中央部を安平川が南北に縦貫し、その本支流の流域に沿って水田地帯を形成し、そこから徐々に緩やかな丘陵地への広がりをみせ、南部は湿地帯である勇払原野に隣接しています。

土壌は、樽前系の火山灰土（黒ボク土、淡色黒ボク土）にほとんどが覆われ、安平川流域沿いに沖積・低地土（灰色低地土・グライ土）が分布します。

気候は、年間平均気温が6.7℃で、盛夏期30℃、厳寒期マイナス20℃を昇降し、1年を通じ昼夜の温度差が大きい内陸型気候が顕著であります。南部では海洋性濃霧の影響を多少受けます。年間降水量は1,094mmで、その降水時期は夏期から晩秋に集中し、年間降雪量は457cm、最深積雪は66cmと少なく、北海道の中では比較的気象条件に恵まれた地域に属しています。

当町の農業は、こうした地勢や気象といった自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、肉牛、軽種馬を中心とする土地利用型農業と特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業を組み合わせた多様で複合的な生産構造による農業経営が展開され、本町の基幹産業という役割とあわせ、豊かな自然環境を支える重要な役割を果たしています。

【有機農業の現状と課題】

有機農業については、1991年に新規就農者が始めたのを皮切りに現在では8戸の生産者が各々畑作、稲作、施設園芸、養鶏などを組み合わせた多様な経営を行っています。

当町では、最初に有機農業を始めた方を指導農家として度々有機農業での就農希望者を受け入れてきましたが、有機JAS認証取得面積は約37ha（令和3年産実績）と町全体の耕地面積7,440ha（令和3年面積調査（農林水産省））の0.5%にも満たない数字となっており、国が掲げる『みどりの食料システム戦略』の目標達成

に向けた有機農業の取組面積拡大のためには、新規就農者の獲得だけでなく、慣行農業から転換する生産者が必要となっています。

有機農業は、単価が高い反面、収量が少ない、病虫害・雑草対策が難しい、使用できない資材がある、販路に限られるなどの特徴があります。経費的にも農薬や除草剤の使用に関するコストはさがる反面、その代わりに作業時間が増えてしまう場合があります。

有機農業の推進にあたっては、大きく分けて生産面と消費面の2つの課題があり、生産面の課題としては、収量向上や省力化を図るための先進的な生産技術の導入のほか、労働力の確保、将来的な堆肥不足に対する懸念などがあります。

特に当町は過疎地域であり少子高齢化による人口減少が進み、これまでどおりの労働力の確保が難しくなっている現状があります。

また、消費面の課題としては、慣行栽培と比較して高い価格となることに対する消費者の理解が進んでいないことや生産物を販売するための販路が十分ではないことがあげられます。特に販路の開拓にあたっては、需要のある品目・品種を選択することや一年を通して安定的に供給できるような加工品の製造などが求められています。

イ 5年後に目指す目標

- (1) 有機 J A S 認証の取得を新たに行った者 2名
 - (2) 有機 J A S 認証を取得した面積の拡大 10ha
- ※令和3年度実績比

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

生産段階での推進の取組については、ニーズのある品目の試験栽培、先進的な生産技術・資材の導入、省力化を図るために必要な機械・設備の実証試験、労働力の確保、堆肥供給に関する検討などの取組を進めます。

特に慣行農業からの転換に向けては、安心して有機農業を始めることができるようセミナーなどを通じて、生産技術や経営実態、支援制度などの周知を図る必要があります。

【取組例】

新たな品目の試験栽培

- ・消費の拡大に向けてニーズのある品目の栽培を検討する

先進地視察

- ・生産技術等の向上のため先進地を視察する

先進的な生産技術や資材の実証試験

- ・地域で初めて導入する生産技術や資材の実証試験の実施

省力化に資する作業機械・設備の実証試験

- ・地域で初めて導入する作業機械・設備の実証試験の実施

新しい労働力の試験導入

- ・地域で初めての農福連携による労働力確保の試験導入の実施

堆肥の供給に関する検討会の開催

- ・将来的な不足が懸念される堆肥に関する様々な検討の実施

生産者向け講演会の開催

- ・有機農業の推進に資する農家向け講演会の開催

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

生産された農産物の流通、加工、消費等の取組については、消費者の理解を深めるための講演会や交流会の開催、ニーズに応じた様々な加工食品の試作による多様な販路の開拓などの取組を進め、消費拡大による有機農業の推進を図ります。

【取組例】

加工食品に関する検討会の開催

- ・有機農産物の需要拡大を目的とした付加価値向上や通年供給に関する検討会の開催

加工食品の試作

- ・検討会等で協議した加工食品の試作

学校給食が求める有機農産物及び加工食品の納入

- ・学校給食での利用拡大を図るため、給食センターが求める品目、規格、時期などの条件についての調整の実施と納入

一般消費者向け講演会の開催

- ・有機農業への理解を深めてもらうための消費者向け講演会の開催

5. 取組の推進体制

ア 実施体制

安平町農業再生協議会

- ・安平町
- ・安平町農業委員会
- ・安平町土地改良区
- ・安平町有機農業推進協議会
- ・安平町議会経済常任委員会
- ・とまこまい広域農業協同組合
- ・北海道農業共済組合

イ 関係者の役割

安平町

- ・安平町有機農業実施計画に基づく事業に係る事務及び支援に関すること

安平町農業委員会

- ・農地に関すること

安平町土地改良区

- ・農業用排水施設に関すること

安平町議会経済常任委員会

- ・安平町有機農業実施計画に基づく事業のうち、町の予算に関わる事業の審査に関すること

とまこまい広域農業協同組合

- ・有機肥料、有機資材、農業用機械等の販売に関すること

北海道農業共済組合

- ・共済等の加入に関すること

安平町有機農業推進協議会

- ・安平町有機農業実施計画に基づく事業の実施に関すること
(担い手の確保、取組面積の拡大、販路開拓、講演会の開催など)

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

- ・環境保全型農業直接支払交付金事業
- ・新規就農対策事業
- ・農機具メーカーによる水稻の自動抑草ロボットの実証試験（令和5年度）

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

北海道と共同で作成した『農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画』に沿った推進を行います。

9. その他（達成状況の評価、取組の周知等）

6. 資金計画

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品に関する検討会 (60千円) ・有機米栽培に係る新型除草機械の実証試験(500千円) ・新たな労働力として農福連携による農作業委託の試験導入 (2,000千円) ・有機大豆を使用した調味料(味噌)の試作(108千円) ・先進地視察 (2,069千円) ・生産者向け講演会の開催 (60千円) ・消費者向け講演会の開催 (60千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品に関する検討会の開催 (60千円) ・加工食品の試作(200千円) ・生産者向け講演会等の開催 (60千円) ・消費者向け講演会等の開催 (60千円) ・堆肥に関する検討会の開催 (60千円) ・堆肥のペレット化に関する実証試験 (1,000千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品に関する検討会 (60千円) ・加工食品の試作(200千円) ・生産者向け講演会等の開催 (60千円) ・消費者向け講演会等の開催 (60千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品に関する検討会 (60千円) ・加工食品の試作(200千円) ・生産者向け講演会等の開催 (60千円) ・消費者向け講演会等の開催 (60千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品に関する検討会 (60千円) ・加工食品の試作(200千円) ・生産者向け講演会等の開催 (60千円) ・消費者向け講演会等の開催 (60千円)

「4. 取組内容」に対応した取組を年度ごとに記載してください